衛星データ利活用映像コンテンツ使用要領

第1 (趣旨)

この要領は、本県の衛星データ利活用を促進することを目的に、公共団体や民間企業等が衛星データ利活用映像コンテンツを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 (権利の帰属)

動画データは、著作権法その他の法令によって保護されており、県が著作権その他の権利 又は利用権限を保有しています。

また、動画データは、本規約に規定される条件のもとで使用許諾するものであり、県は、使用許諾後も引き続き写真の使用許諾権を保持します。

第3 (使用届)

動画を使用しようとするものは、あらかじめ衛星データ利活用映像コンテンツ使用届出書に必要な書類を添付して、大分県知事(以下「知事」という。)に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 大分県部等設置条例(昭和27年大分県条例第71号)により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- (2) 公益社団法人大分県産業創造機構が使用するとき。
- (3) その他知事が適当と認めるとき。

第4 (届出の受理)

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を 除き、届出を受理するものとする。

- (1) 大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4)特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える おそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2 条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) その他知事が不適当と認めたとき。

第5 (使用許諾の範囲)

利用者は、大分県の衛星データ利活用を促進、PR活動をすることを目的とする場合に限り、動画データの使用を許諾されます。なお、次の場合は使用を禁止します。

- (1) 目的以外の用途に供すること。
- (2) 動画データをそのまま複製して販売、貸与すること。
- (3)使用した動画データを単独若しくはそれに近い形で製品化し、販売などの商行為に利用すること。

第6 (使用料)

使用料は無料とする。

第7(免責)

県は、提供する動画データの使用に起因する、いかなるトラブルに関しても責任を負いません。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月5日から施行する。